

スポーツ指導者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 地域へスポーツ指導者の派遣を行うことにより、スポーツ実践の場を創出し、運動習慣の促進や生活習慣病予防につなげるとともに、市民の健康で活力のある生活の形成に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この名称を、「スポーツ指導者派遣事業」と称する。

(事務局)

第3条 この事務局を、公益財団法人金沢市スポーツ事業団に置く。

(指導者)

第4条 指導者とは、公益財団法人金沢市スポーツ事業団職員及び事務局が適当と認めた者をいう。

(指導者の責務)

第5条 指導者は、事務局の指導要請に基づき実践活動の指導を行うものとする。

(指導者の派遣料)

第6条 別表第1に定めるとおりとする。

(指導対象)

第7条 指導対象とする団体等は、次に掲げる事項に該当するものはこれを除くものとする。

- (1) 学校体育及び部活動の指導に係るもの
- (2) 団体（企業）等の正規の部活動の指導に係るもの
- (3) 参加人数が4名未満の指導に係るもの
- (4) 午前9時以前及び午後9時以降の派遣に係るもの

(派遣申請)

第8条 派遣申請を行う団体等は、スポーツ指導者派遣申請書（様式1又は様式2）により、実施日14日前までに事務局に提出しその承認を受けるものとする。

(施設の確保)

第9条 前条の団体等は、それに必要な施設の確保に努めなければならない。

(指導時間)

第10条 指導の時間は2時間を超えない範囲で行うものとする。

(傷害等の責任)

第11条 団体等は、その活動中における傷害等について、自らの責任においてこれを処理するものとし、事務局はその責任を負わないものとする。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

スポーツ指導者 派遣料

派遣時間(拘束時間含む)	指導者1名 につき
1時間以内	5,300円
1時間30分以内	7,950円
2時間以内	10,600円
平日夜間(17時30分以降) 及び土日祝日の場合	上記料金の 35%増額(10円未 満は切り捨て)

※派遣料振込に係る手数料等は原則団体等が負担するものとする。

交通費	1回
金沢市内	無料
金沢市外 (近郊の市町村)	1,120円